

保育園等における与薬について

通常、乳幼児への与薬は家庭において責任をもって行われることから、保育園等での園児に対する与薬は原則として行わないこととしています。

ただし、医師の指示で止むを得ず与薬が必要となる場合に限り下記により与薬いたします。

園では薬の安全管理に細心の注意を払って対応しますが、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 受診時の相談

「子どもが保育園等に通園中であり、保育園等では原則として与薬できないこと」を主治医に話し、与薬方法について相談してください。かぜ薬などは極力園で扱わないで済むよう薬を処方してくださることがあります。（例1：1日3回→2回に 例2：朝、昼、夕→朝、夕、就寝前に）

また、登園前または帰宅後に服用することが可能な薬は家庭での服用をお願いします。

2 与薬対象となる薬

お子さまを診察した医師が処方した薬に限ります。

3 与薬対象としない薬

- ① 市販薬と自家製の薬、以前に処方されて残っていた薬、きょうだいに処方された薬。
- ② 「熱がでたら…」 「咳がでたら…」 「発作が起こったら…」 というように症状を判断して与薬しなければならない「解熱剤」「吸入薬」「坐薬」は、原則として対応できません。

4 与薬の依頼

- ① 「与薬依頼書」に必要事項を記入し、薬と一緒に職員に手渡してください。
「与薬依頼書」は依頼のたびに提出します。
- ② 薬は1回分をご持参ください。（軟膏薬などで1回量にできない場合は除きます）
ジュースやミルクに溶かさず、粉末は分包されたまま、シロップなどの水薬は1回分に取り分けます。
- ③ 薬の容器や袋にクラス名と園児氏名を必ず書いてください。

5 与薬依頼をしたとき、園が確認させていただくこと

- ① 熱や食欲、下痢、嘔吐の有無、機嫌や顔色の良し悪しなど、前夜からの健康状態。
- ② 薬の用法。（薬の種類・服用方法・時間など）
- ③ その日の保護者の連絡方法。（お子さまの状態が悪化したときはすぐにご連絡いたします）

6 以下のような場合は与薬できないことがありますのでご了承ください。

- ① 「与薬依頼書」に記載漏れがあるとき。
- ② お子さまが服用を嫌がったり、吐いたりして飲ませられないとき。
- ③ 水薬の色が変わったり、濁って性状が変わったと判断されるとき。